

認定審査における標準処理期間

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

2004年8月8日制定

第2版 2008年11月28日改訂

認定審査における標準処理期間を下記のように定める。

記

1、新規認定申請の場合

申請の受理からおおむね90日間とする。

ただし、実地検査が不可能な季節（例えば雪国の真冬）に申請書が提出された場合、書類審査に入ることを妨げないが、審査期間の起算は、実地検査可能な時期からとする。

本会の休業日は審査期間に含めない。書類の補正、改善の指摘、審査のための質問などの回答待ち期間は、審査期間に含めない。判定留保とした場合には、審査を再開した時点から、審査期間を新たに起算する。

改正前のJAS法にもとづく認定事業者が、改正されたJAS法にもとづき再認定を取得する場合の審査期間は、年次調査の場合の審査期間を適用する。

2、年次調査の場合

構成員5人以内程度の生産行程管理者及び製造業者、小分け業者

実地検査終了から、おおむね60日以内（年次調査報告書を実地検査不可能な時期に早々と提出されてもその期間を審査期間に算入することは出来ない）。

構成員5人程度を越える生産行程管理者

実地検査終了から、おおむね75日以内

* いずれにあっても、本会の休業日、書類の補正、改善の指摘、審査のための質問などの回答待ち期間は、審査期間に含めない。

3、新規申請者の審査において、経費の関係等で近隣申請者と合同で実地検査を実施するなどするために実地検査時期を調整する場合第2項に準じ、実地検査後からおおむね75日以内とする。なおこのような実地検査のグループ化は、申請者が同意した場合にのみ実施する。

4、年次調査にあつて、経費の関係等で近隣申請者と合同で実地検査を実施するなどするために実地検査時期を調整する場合、第2項の構成員5人を超える場合の基準を適用する。

5、新規申請者に審査において、書類審査結果の通知から実地検査日までの期間は、審査期間に含めないものとする。

6、周知期間

この審査期間は、公表の日より適用する。

以上